# 熱損失防止性能の向上を義務付ける対象建築材料の

### 指定を行う規制の影響の事前評価書

# 1. 政策の名称

サッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上を進める政策

# 2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長 辻本 圭助 電話番号: 03-3501-9726 e-mail: shouene-pub@meti.go.jp

#### 3. 評価実施時期

平成26年8月

#### 4. 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

これまでエネルギーを大量に消費する機械器具を対象に製造事業者及び輸入事業者に対してエネルギー消費効率の向上努力を求めてきたところ、昨年5月の省エネ法改正により、民生部門の更なる省エネ対策を目的として、自らエネルギーを消費しなくても住宅・建築物のエネルギーの消費効率の向上に資する建築材料について新たにトップランナー制度(以下「建材トップランナー制度」という。)を設けることとなり、昨年12月には断熱材を対象とした建材トップランナー制度が施行された。

今回の政令改正では、熱損失防止建築材料「のうち、国内において大量に使用され、かつ、熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであって性能の向上を図ることが特に必要な建築材料(以下「特定熱損失防止建築材料」<sup>2</sup>という。)として、サッシ及びガラスを建材トップランナー制度の対象とすることで、民生部門におけるより一層の省エネを進めることを目的とするものである。

<sup>1</sup>建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>特定熱損失防止建築材料への指定要件は後述 (p2) 。省エネ法第81条の3に3つの要件が規定されている。

#### (2) 規制の内容

改正後の省エネ法(以下「改正省エネ法」という。)では、特定熱損失防止建築材料に対して、現在使用されている建築材料のうち熱損失防止性能が最も優れている建築材料の性能等を勘案した基準(以下「建材トップランナー基準<sup>3</sup>」という。)及び表示に関する事項を定め、それらの製造、加工又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)に対して当該基準に照らした熱損失防止性能の向上及び表示を義務付けている。

#### ア. 具体的な規制の内容

経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の向上に関し、製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、当該事業者に業務の状況を報告させる。上記報告の結果、特定熱損失防止建築材料につき、上記判断の基準となるべき事項に照らして熱損失防止性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、経済産業大臣は、熱損失防止性能の向上を図るべき旨の勧告を行うことができる。さらに、本勧告に従わなかった場合には、事業者名の公表、命令の措置がなされる。また、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処すこととしている。(改正省エネ法第81条の3,同法第81条の5において準用する同法第79条,同法第87条及び同法第95条)

また、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料について熱損失防止性能に関し表示すべき事項を定めることとしている。製造事業者等がこれに違反して表示を行わなかった場合にも、同様に勧告、公表、命令の措置が行われることとされ、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処すこととしている。(改正省エネ法第81条の4、同法第81条の5において準用する同法第81条及び同法第95条)

#### イ. 対象となる建築材料の考え方

改正省エネ法では、建材トップランナー制度の対象として指定される建築材料は、 熱損失防止建築材料のうち、以下の3要件を満たすものと規定されている。(改正 省エネ法第81条の3)

【建材トップランナー制度の対象となる熱損失防止建築材料の3要件】

- ①我が国において大量に使用されている熱損失防止建築材料であること。
- ②建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられる ものであること。
- ③熱の損失の防止のための性能の向上を図ることが特に必要なものであること。

<sup>3</sup> 建材トップランナー基準における目標年度、基準値等の判断基準は告示において定める。

- ウ. サッシ及びガラスを特定熱損失防止建築材料とすることについて サッシ及びガラスについて、上記①~③の要件に対する適合状況は以下のとおり。
  - ① 我が国において大量に使用されている熱損失防止建築材料であること。 サッシ及びガラスは戸建住宅、低層共同住宅等(以下「戸建住宅等」とい う。)の開口部に用いられており、我が国において大量に使用されている熱損 失防止建築材料と言える。
  - ② 建築物において熱の損失が相当度発生する部分に主として用いられるものであること。

サッシ及びガラスは、建築物の主たる熱損失部位である開口部(住宅全体の 熱損失量に占める割合は約50%)を主に構成していることから、「建築物に おいて熱の損失が相当程度発生する部位に主として用いられているもの」と言 える。

③ 熱の損失の防止のための性能の向上を図ることが特に必要なものであること。 民生部門のエネルギー消費量が増大している現状において、戸建住宅等の冷 暖房によるエネルギー消費量は、民生部門のうち家庭部門のエネルギー消費量 の3割弱を占めている(図1参照)。したがって、この冷暖房によるエネルギ ー消費量の低減に資するサッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上は社会的要 請が強い。

したがって、サッシ及びガラスは、「熱の損失の防止のための性能の向上を 図ることが特に必要なもの」と言える。

上記を踏まえ、主に戸建住宅等に用いられるサッシ及びガラス <sup>4</sup>を特定熱損失防止 建築材料として指定し、建材トップランナー制度の対象とする。

また、建材トップランナー制度を導入するにあたっては、以下に該当する製品を 建材トップランナー原則 <sup>5</sup>に基づき対象から除外することとしている。

- A) 特殊な用途に使用されるもの
- B) 技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- C) 市場での使用割合が極度に小さいもの

<sup>4</sup> 主に戸建住宅等に用いられるサッシ及びガラスは、以下のものを指す。

サッシ:枠を「構造躯体に溶接等で固定し、当該枠と構造躯体の間にモルタル等を充填する取付 方法」以外の方法で取り付ける構造のサッシであって、防水シート及び防水テープにより止水 処理を行う構造のもの。

ガラス:ガラス総板厚みが 10mm 以下の複層ガラス

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 建材トップランナー制度における円滑な法運用を図る観点から、第1回建築材料等判断基準 WG において審議を行い、建材トップランナー原則(以下「原則」という。)を策定。

上記原則及び図2を踏まえ、建材トップランナー制度の対象となるサッシ及びガラスについては、以下のとおり。

#### Oサッシ

主に戸建住宅等に用いられるもののうち、開閉形式が「引き違い、FIX、上げ下げ、縦すべり出し、横すべり出し」のいずれかであり、かつ材質が「アルミSG、アルミPG、アルミ樹脂複合、樹脂」<sup>6</sup>のいずれかを採用したもの。ただし、A)に該当する「防耐火用サッシ」、並びにA)及びB)に該当する「シャッター付サッシ、雨戸付サッシ及び面格子付サッシ」を除く。

#### Oガラス

主に戸建住宅等に用いられるもの。ただし、A)及び C)に該当する「ステンドグラスを使用したもの」並びに C)に該当する「熱線反射ガラスを使用したもの」を除く。

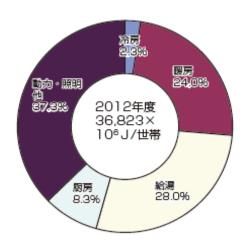


図1 民生部門のうち家庭部門のエネルギー消費内訳(出典:2014年エネルギー白書)

樹脂:樹脂製複層ガラス用サッシ

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> サッシの各種材質は以下を示すものとする。なお、建材トップランナー制度の対象となるアルミ樹脂複合サッシ及び樹脂サッシについては、単板ガラスの装着を想定したものは出荷されていない。

アルミSG:アルミ製単板ガラス用サッシアルミPG:アルミ製複層ガラス用サッシ

アルミ樹脂複合:アルミ樹脂複合複層ガラス用サッシ

	材質				ΔŧL		
開閉形式	アルミSG	アルミPG	アルミ樹脂複合	樹脂	木製	スチール	合計
引き違い	8.57%	26.80%	17.70%	1.70%	0.03%	0%	54.80%
FIX	0.66%	3.68%	2.88%	0.83%	0.02%	0%	8.07%
上げ下げ	0.32%	3.69%	1.38%	0.18%	0.00%	0%	5.58%
縦すべり出し	0.69%	6.87%	7.42%	2.39%	0.03%	0%	17.41%
横すべり出し	0.36%	3.33%	2.78%	1.21%		0%	7.68%
ルーバー	0.88%	1.82%	0.15%	0%	0%	0%	2.85%
オーニング	0.01%	0.21%	0.11%	0%	0%	0%	0.33%
突き出し窓	0.00%	0.10%	0.50%	0.01%	0%	0%	0.60%
外倒し窓	0.15%	0.10%	0.07%	0.01%	0%	0%	0.33%
内倒し窓	0.04%	0.58%	0.32%	0%	0%	0%	0.95%
出窓	0.03%	0.40%	0.16%	0.01%	0%	0%	0.60%
天窓	0.10%	0%	0.31%	0%	0%	0%	0.40%
折りたたみ戸	0%	0.03%	0.05%	0%	0%	0%	0.08%
ガラスブロック	0%	0.01%	0.02%	0%	0%	0%	0.03%
その他(回転、多機能等)	0.05%	0.00%	0.00%	0.20%	0.02%	0%	0.27%
<b>合計</b>	11.86%	47.63%	33.87%	6.55%	0.10%	0%	100% 12,060,053(窓数)

(出典)日本サッシ協会、樹脂サッシ工業会、日本木製サッシ工業会の提供データより集計

図2 サッシの種類及び出荷割合

#### (3)規制の必要性

我が国の最終エネルギー消費量の推移を見ると(図4参照)、全体の3割程度を占める民生部門において増加が顕著であり、省エネ対策のより一層の強化が求められている。戸建住宅等に用いられるサッシ及びガラスをトップランナー制度の対象とすることは、民生部門のうち家庭部門における消費電力量の3割弱を占める(図1)冷暖房によるエネルギー消費量の低減に大きく資することから、措置を講じることが必要である。

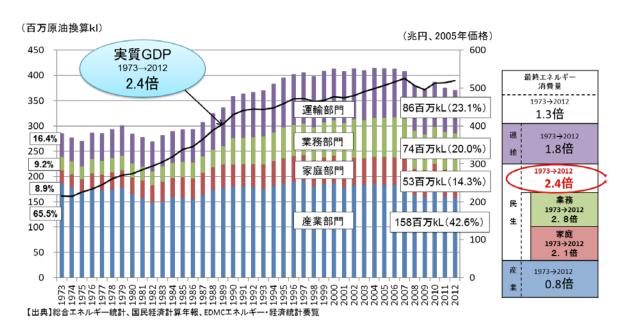


図4 最終エネルギー消費と実質GDPの推移

#### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令

#### [関連条項]

- ・特定熱損失防止建築材料 (第23条の2)
- ・特定熱損失防止建築材料の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件(第2 3条の3)

#### (5) 規制により影響を受ける関係者

今回の規制により影響を受ける関係者としては、下記の3者が想定される。

- ・サッシ及びガラスの製造事業者等
- ・サッシ及びガラスの使用者(サッシ及びガラスを施工した建築物を販売する 者、最終消費者)
- 行政機関(国)

#### 5. 想定される代替案

建材トップランナー制度の導入に関して、特定熱損失防止建築材料にサッシ及びガラスを追加する案(改正案)とその代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。 改正案は特定熱損失防止建築材料としてサッシ及びガラスを指定し、目標基準値を 定め、製造事業者等に性能の向上を義務付ける内容であるが、これに対する代替案と しては、改正案のような規制的手法によらず、政府が定める水準及び測定手法によっ て製造事業者等が自己認証を行い、当該性能の表示等を実施して性能の向上を図るこ とがあり得る。

以下では、改正案と代替案を比較する形で費用及び便益の分析を行いたい。

# 6. 規制の費用

	- 1780 H 3 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 -					
関係者	改正案	代替案				
サッシ	・製造事業者等は、目標年度に告示	・製造事業者等がサッシ及びガラス				
及びガ	で定める基準で示す熱損失防止性能	の熱損失防止性能の向上に取り組ん				
ラスの	の達成が求められるため、高性能な	だ場合には、高性能なサッシ及びガ				
製造事	サッシ及びガラスの製造ラインの増	ラスの製造ラインの増設や技術開発				
業者等	設や技術開発等の対応が必要とな	等のための追加費用が必要となる				
	り、設備投資や研究開発に係る追加	が、任意の措置であることから、製				
	費用が必要となる。	造事業者等が市場動向や企業経営等				
		の観点から必要と認める範囲内で投				
		資を行うことになるため、追加費用				
		は限定的である。また取り組まない				
		場合には、追加費用は発生しない。				

サ及ラ施た物売者ッびスエ建をすかがをし築販る

・製造事業者等が熱損失に、 と は は い に を ままり組んだ場合に 収の の の の の の で は い の の で が が 場合に 収 の の で が が 場合 い の で は で で 化 で で か が が よ で で と で が が れ サ を 定 合 の の で 熱 ラ 、 ッ 販 的 に た 中 能 し が と れる。 か で は ば い と 考えられる。 か で は ば い と 考えられる。 か で 性 は 低 い と 考えられる。

# 最終消 費者

・規制導入により、最終消費者が被 る費用負担は、サッシ及びガラスを 施工した建築物を販売する者の費用 負担と同様であると見なせるため、 上記のとおりその費用負担は限定的 である。 ・製造事業者等が熱損失防止性能の 向上に取り組むことによる最終消費 者の被る費用負担は、サッシ及びガ ラスを施工した建築物を販売する者 の費用負担と同様であると見なせる ため、上記のとおりその費用負担は 限定的である。また、取り組まない 場合には、追加費用は発生しない。

# 行政機 関

・製造事業者等に対して、目標年度 における基準達成状況について報告 徴収確認作業を行うため、業務が増 えることにはなるが、現在トップラ ンナー制度の対象となっているエネ ルギー消費機器において同様の業務 執行を実施しており、同様の業務フ ローが活用できるため、費用の追加 負担は極めて限定的である。 ・政府が水準、手法を定めることでの負担はあるが、基準策定後は任意の自己認証であるため、行政機関として、仮に任意の政策効果を確認する必要があるとしても、費用の追加負担は極めて限定的である。

# 7. 規制の便益

関係者	改正案	代替案
サッシ	・建材トップランナー制度の対象製	・製造事業者等が熱損失防止性能の
及びガ	品となることで、熱損失防止性能に	向上に取り組んだ場合には、熱損失
ラスの	係る情報を購入者に分かりやすくア	防止性能に係る情報を購入者に分か
製造事	ピールすることができ、間接的に製	りやすくアピールすることができ、
業者等	品購入時のインセンティブ等に影響	間接的に製品購入時のインセンティ
	を与えることが期待できる。	ブ等に影響を与える可能性があるこ
		とに加え、研究開発投資の促進によ
	・建材トップランナー制度導入によ	る中長期的な競争力強化が期待でき
	り研究開発投資が促進され、中長期	るものの、任意の措置であることか
	的には競争力強化につながることが	ら、取り組まない場合もあるため、
	考えられる。	建材トップランナー制度導入よりも
		効果は限定的である。
サッシ	・サッシ及びガラスの熱損失防止性	・販売する者が熱損失防止性能の高
及びガ	能が確実に向上するため、冷暖房に	いサッシ及びガラスを使用する場合
ラスを	係るエネルギー消費量の低減による	は、冷暖房に係るエネルギー消費量
施工し	エネルギー消費コストの低減が見込	の低減によるエネルギー消費コスト
た建築	まれることから、戸建住宅等の熱損	の低減が見込まれることから、戸建
物を販	失防止性能に係る情報を最終消費者	住宅等の熱損失防止性能に係る情報
売する	に分かりやすくアピールすることが	を最終消費者に分かりやすくアピー
者	でき、購入時のインセンティブ等へ	ルすることができ、購入時のインセ
	影響を与えることが期待できる。	ンティブ等に寄与する可能性がある
		ものの、任意の措置であることか
		ら、取り組まない場合もあるため、
		建材トップランナー制度導入よりア
		ピールカは弱く、効果は限定的であ
		<b>3</b> .
最終消	・サッシ及びガラスの熱損失防止性	・製造事業者等が熱損失防止性能の
費者	能が確実に向上するため、冷暖房に	向上に取り組んだ場合には、冷暖房
	係るエネルギー消費量の低減による	に係るエネルギー消費量の低減によ
	エネルギー消費コストの低減が消費	るエネルギー消費コストの低減が見
	者の便益として見込まれる。	込まれるものの、任意の措置である
		ため、取り組まない場合もあること
		から、建材トップランナー制度導入
		よりも、その効果は限定的である。 

# 行政機 関

・特に発生する便益は想定されない。

# ・特に発生する便益は想定されない。

# 社会的 便益

・建材トップランナー制度を導入することにより、製造事業者等の技術力の向上につながるとともに、我が国に熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスが普及することは、戸建住宅等の省エネ性能の向上により、エネルギー消費量の低減を通じた我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合(温室効果ガス排出削減)に寄与する。

・我が国に熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスが普及することは、戸建住宅等の省エネ性能の向上により、我が国全体のエネルギーセキュリた我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合(温室効果ガス排出削減)に寄与するものの、任意の措置であるため、建材トップランナー制度導入時よりも効果は限定的である。

## 8. 政策評価の結果

建材トップランナー制度導入に伴い、製造事業者等や行政機関の追加負担費用が 発生すると考えられるものの、製造事業者等による熱損失防止性能の向上、消費者 による当該製品の導入促進、これらに伴うエネルギー消費量の低減等により、省エ ネ法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に進めつつ、かつ、製造事業 者等の競争力の強化にも寄与することが期待されるものであることから、我が国全 体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合という社会的な便益が非常に高く、 便益が費用を上回ると考えられる。他方、建材トップランナー制度導入に対する代 替案である製造事業者等による任意の措置は、その取組が任意であるが故に、取り 組まれない場合もあることから、エネルギー消費量の低減等による便益が限定的で あると考えられる。

先述のとおり、我が国の最終エネルギー消費の推移からも、全体の3割以上を占め、増加が顕著な民生部門における省エネ対策が最終エネルギー消費量の削減のためには必要不可欠である(図4参照)。そのため、熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスの普及を確実に推進できる改正案を講じ、民生部門における省エネ対策を進めることが適切であると考えられる。

以上に鑑み、国内で大量に使用され、熱の損失が相当程度発生する部分に用いられ、熱損失防止性能の改善する余地のあるサッシ及びガラスについて新たに建材トップランナー制度の対象に追加し、熱損失防止性能の向上を進める措置を講じていくことは、妥当なものであると考えられる。

#### 9. 有識者の見解その他の関連事項

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループ(第4回:平成26年8月27日開催)において、有識者により審議した結果、サッシ及びガラスを建材トップランナー制度の対象に追加することで了承された。

※詳細は下記参照。

http://www.meti.go.jp/committee/gizi\_8/19.html

# 10. レビューを行う時期又は条件

サッシ及びガラスに係る建材トップランナー制度で定める目標達成年度である2022年度を経過した時期を予定。また、2022年度に達する前であっても、製造事業者等の協力を得た上で情報を収集し、レビューの要否を検討する。